

## 告 示

### 埼玉県労働委員会告示第三号

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程（平成六年埼玉県地方労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」を「埼玉県総務部文書課長」に、「同所長」を「同課長」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。